

電設協発 21 第 97 号
平成 21 年 10 月 1 日

会員各位

社団法人 日本電設工業協会
会 長 林 喬

『適正工期の確保』に関する取り組みについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当協会の事業に関しましては、平素より格別なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、電気設備工事業界は、電気設備の建設とその保守管理を通じて、国民生活や経済活動に直結するライフラインを担い、顧客に対して良質な設備を提供するという重大な使命・責務が与えられています。この使命を全うするためには、適正な生産体制を編成して工事を完成させることが重要です。

ただ、電気設備工事は建築業者の工程管理に大きく左右され、工程遅れによる「しわ寄せ」が工期終盤に大きくのしかかってきています。これは、経費の増加や過重労働、現場の安全への影響等の問題を生じさせるとともに、建設工事の品質、性能の低下等の弊害をもたらし、企業の健全な維持、発展をも揺るがしかねない重大な問題です。

そこで当協会では、電気設備工事における工程遅れの実態やメカニズムを明らかにするとともに、工程の遅れが工事原価の増加や品質確保への懸念を生じさせるだけではなく、作業の安全性や良好な労働条件の確保に大きな影響を及ぼしていること、また、需要設備の使用前検査の規制が緩和されたことにより、受電時の完成度のチェックが不十分となり様々な問題が生じていること等を指摘した「適正工期の確保について」を冊子として取りまとめました。

つきましては、電気設備工事を行う際には建築業者との間で契約や合意内容を文書化し、施工にあたっては業務を文書で確認しながら実行するとともに、適正工期を確保するための確な対応が必要とされる場合については、別添の「工事見積条件書」を活用し、元請・下請間の問題発生の未然防止に努めて頂きますようお願い致します。

なお、この条件書は大規模工事を想定して作成したものですので、見積書に付すかどうかは各社でご判断ください。また、条件書「2-①-ロ」の（ ）内には、工事内容等を判断して、適切な日数を記入してください。

より品質の高い電気設備を顧客に提供するため、電気設備工事の適正な工期を確保し、健全で公正な競争市場の構築をしていけるよう、業界を挙げて統一的に取り組んでいきたいと存じます。

敬具

社団法人日本電設工業協会
工事見積条件書

平成 21 年 7 月 23 日制定

1. 総則

元請負人と下請負人(以下、元請負人を「甲」下請負人を「乙」、甲及び乙を併せて「当事者」という。)は、おのおの対等な立場において、互いに協力し信義を守り誠実に契約を履行する。

2. 請負代金額の変更

① 次の各号の一にあたる時、当事者は相手方に対してその理由を明示し必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。

イ. 追加・変更工事があったとき又は契約設計図書との相違が発生したとき。

ロ. 工期の変更があったとき。

工期の変更とは、建築工事の工程にずれが生じ、下請工事の工期に当初契約より大幅な変更() 日以上の上延又は短縮が生じたときをいう。また、契約に際して甲は乙の工事着手及び工事完成の時期を明記した工程表(設備工事の工程を含む建築マスター工程表)を添付しなければならない。

ハ. 契約期間内に予期することのできない法令の制定又は改廃、物価、賃金などの経済事情の激変などによって、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。

ニ. 追加・変更工事にかかわる設計業務又はそれに伴って発生する施工図の書き直し等の業務を依頼されたとき。

② 請負代金額を変更するときは、原則として工事の減少部分については請負代金内訳書の単価により、増加部分については時価による。

3. 追加・変更工事契約締結の原則

① 追加・変更工事は、着手前の当事者の書面による契約をもってこれを変更する。

② 追加・変更工事に関する甲の乙に対する口頭による指示は無効とする。

③ 甲が注文書を出さずに乙に着工させたときは、甲は、乙の見積書に同意したものとする。

4. 工事の中止

工事の内容、工期又は請負代金額を変更する必要があると認められる場合で、甲が正当な理由なく協議に応じないときは、乙は、書面をもって甲に対し変更等所要の措置を講ずることを催告できる。甲が催告に応じないときは、乙は工事を中止することができる。

5. その他

① 機器については、甲のメーカー変更の指示等により、コストアップとなる場合は、当事者が協議して決定する。

② VE・CD案について、施主が減額対象としない場合は、甲は乙の請負代金額を変更しない。